

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	小牧市

小牧市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小牧市地域活性化営業部農政課
 所在地 小牧市堀の内三丁目 1 番地
 電話番号 0568-76-1131
 FAX 番号 0568-75-8283
 メールアドレス nousei@city.komaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	小牧市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3～5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害面積
イノシシ	野菜、水稻、いも類	8.90a
アライグマ	果樹	2.09a
ヌートリア	水稻、野菜	1.41a
ハクビシン	果樹	4.09a
ハシブトガラス、ハシボソガラス	果樹、豆類、野菜	21.51a

※被害数値は、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」の結果。

※ニホンジカは過去3年間（令和3年度から令和5年度）被害報告なし

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

市東部において、野菜、水稻、いも類等の農作物被害が発生している。被害は県有林等、山間部周辺に集中しているものの、個体数の増加と、それに伴う生息域の拡大が見受けられ、民家近くでの出没も確認されていることから、今後住宅地への侵入や人身被害などの重大な被害発生が懸念される。

【アライグマ】

市内全域で果樹等の被害が多く発生しているほか、住居侵入等の生活被害も発生している。

【ヌートリア】

市西部を中心に水稻、野菜等の被害が多く発生している。

【ハクビシン】

市東部を中心に果樹等の被害が多く発生しているほか、住居侵入等の生活被害も発生している。

【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

市内全域で被害が発生しており、農作物全般への被害、特に市東部における果樹被害が多く発生している。また近年では市街地における糞害、騒音害等の生活被害

が顕著となっている。

【ニホンジカ】

現時点で被害報告はないが、本市域は分布の最先端域となっており、市東部の市境近辺での目撃情報がある。種の特性上、今後生息域が拡大・定着した場合には重大な被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 9 年度）
農作物被害金額(千円)	2, 851	2, 566
有害鳥獣駆除に従事する者の人数	10 名	3 名増加 (見込みの人数：13 名)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 ・ 猟友会との協力による駆除実施（市東部）	イノシシ被害範囲の拡大に対して、捕獲主体となる猟友会の人手不足・高齢化が顕在化しつつあり、現状で既に処理能力の限界に近い。今後の担い手となる人材育成が急務である。 毎年一定数の捕獲を行っているものの、被害減少に至るまでの効果は出ていない。更なる捕獲圧の強化、その他の先進手法を検討する必要がある。
	【アライグマ、ヌートリア、ハクビシン】 ・ 小型獣用捕獲器貸出による駆除 ・ 猟友会への駆除委託（市東部）	毎年一定数の捕獲を行っているものの、被害減少に至るまでの効果は出ていない。更なる捕獲圧の強化、その他の先進手法を検討する必要がある。
	【ハシブトガラス、ハシボソガラス】 ・ 猟友会への駆除委託（市東部） ・ 市庁舎屋上捕獲檻による駆除	毎年一定数の捕獲を行っているものの、被害減少に至るまでの効果は出ていない。更なる捕獲圧の強化、その他の先進手法を検討する必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	・ 地域において整備の調整ができた場合、総合対策交付金を活用しワイヤーメッシュ柵の整備を行う（実績無し）	隣接する農地の耕作者（3戸以上）が共同設置することで効率的な柵設置が可能だが、耕作者間の整備調整が困難である。 設置後に地域において管理する必要があり、手法の構築が困難である。
	・ 小牧市鳥獣被害防止対策協議会単独実施による柵等の設置補助制度（耕作者による電気柵、金網柵、防鳥ネット等の侵入防止柵の整備を補助）	耕作者単独で設置できるものの、半額補助（上限あり）のため、耕作者の費用負担が高額になることが多い。 単体の農地への侵入を防ぐものであり、地域全体への防除効果は乏しい。
生息環境管理その他の取組	【ハシブトガラス、ハシボソガラス】 ・ 音声再生装置による糞害の軽減 【鳥類全般】 ・ 電子防鳥機の貸出	緩衝帯設置や刈り払い等、新たな取組が必要である。 鳥類の糞害等被害に関して根本的な解決が難しい。

（５）今後の取組方針

【捕獲作業効率化に関すること】

- ・ アニマルセンサーやドローン等、ICT を利用した捕獲・防除の負担軽減、省効率化を検討し、持続可能な取り組みを進める。
- ・ 小牧市鳥獣被害防止対策協議会主体で様々な捕獲器具等の導入検証を実施する。
- ・ イノシシの生息状況の現地調査を実施し、計画的で効率的なわなの運用を推進する。
- ・ 捕獲ノウハウの記録、蓄積により、捕獲器使用者へより効果的な捕獲方法等の指導を行う。

【担い手確保に関すること】

- ・ 本計画期間内の鳥獣被害対策実施隊の設置を目指し、各機関と必要な協議調整を進める。

【地域被害防止体制の構築に関すること】

- ・ 集落会合等への参加を通じ、地域との意識共有に努める。
- ・ 農業者による捕獲補助体制づくり、地域ぐるみの被害防止体制づくりの手法を検討する。（刈り払いによる緩衝帯整備活動や侵入防止柵の整備に対するインセンティブの付与等）また、将来的な地域主体の駆除組織の設立を目指し、捕獲に関する協働事業の仕組みづくりについて調査検討を進める。

【その他】

- ・市の広報誌、ホームページを活用した情報発信を通じ、鳥獣被害に対する、「地域の被害は地域で防ぐ」市民主体、農業者主体の防除意識醸成を目指す。
- ・鳥獣被害アンケート調査手法を適宜見直しし、より正確な被害状況把握の手法確立に努める。
- ・侵入防止柵の設置を推進し、捕獲と防除両輪による被害防止の意識を醸成する。
- ・生ゴミ、残渣、放任果樹等の除却の徹底や柵の適切な設置方法などの各家庭の被害防止に関する啓発を行う。
- ・ニホンジカについては被害の報告はないものの、市境近辺での出没情報が寄せられていることから、分布の最先端域での対策に取り組むこととし、目撃情報等を整理しつつ、定着を未然に防ぐための対策、初期対応を検討する。
- ・その他、鳥類（カラスのほか、ヒヨドリ・ムクドリ等）による農作物被害、市街地における糞害、騒音害等の生活被害等が顕在化しているが、これらは対策の難易度が極めて高いことから、先進自治体の事例等、より効果的な被害対策の情報収集に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

- ・小型獣用捕獲器設置による捕獲
- ・猟友会との協力によるイノシシ捕獲
- ・市庁舎屋上設置の捕獲檻によるカラス捕獲
- ・住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた、又は生じるおそれがあるなどの、非常時の捕獲については、小牧警察等関係機関と連携し対応を図る。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス	・小牧市鳥獣被害防止対策協議会主体による様々な捕獲関連器具の導入検証の実施 ・イノシシの生息状況の現地調査および計画的で効率的なわなの運用 ・捕獲器使用者への効果的な捕獲方法等の指導 ・ニホンジカの捕獲手法の調査検討 ・捕獲担い手となる人材育成のための補助制度の導入検討 ・地域主体の駆除組織等の制度検討 ・ICTを活用した捕獲の省効率化の検討
令和8年度		
令和9年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
原則として対処捕獲のみとし、近年の有害鳥獣捕獲実績（令和３年度から令和５年度までの平均捕獲数、以下平均捕獲と表記）を基に設定する。また鳥類については、市街地での捕獲手法が限られることから、追い払い等の対処を検討するものとし、捕獲数の大幅な増加は目標として設定しない。	
【イノシシ】	
平均捕獲 73 頭。被害が増大している点、および個体数削減を目指す県方針に則り、捕獲計画数は年間 80 頭とする。なお現状で既に担い手不足による処理能力の限界に近いと、平行して目標達成に必要な従事者の確保に努める。	
【アライグマ】	
平均捕獲 17 頭。広域な被害が確認されている特定外来生物であることから、市内からの根絶を目標に個体数削減を目指すこととし、捕獲計画数は年間 40 頭とする。	
【ヌートリア】	
平均捕獲 20 頭。広域な被害が確認されている特定外来生物であることから、市内からの根絶を目標に個体数削減を目指すこととし、捕獲計画数は年間 40 頭とする。	
【ハクビシン】	
平均捕獲 6 頭。広域な被害が確認されていることから、個体数削減を目指すこととし、捕獲計画数は年間 10 頭とする。	
【ハシブトガラス・ハシボソガラス】	
平均捕獲 332 羽。今後発生が想定されるため、捕獲計画数は年間 500 羽とする。	
【ニホンジカ】	
現時点で被害報告はされていないが、小牧市東部の市境近辺での出没情報が寄せられていることから、分布の最先端域での対策に取り組むこととし、早期対応を念頭に、目撃情報等を整理しつつ、状況に応じ対処捕獲を検討するものとする。従って捕獲計画数は設定しない。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ（頭）	80		
アライグマ（頭）	40		
ヌートリア（頭）	40		
ハクビシン（頭）	10		
ハシブトガラス、ハシボソガラス（羽）	500		

ニホンジカ（頭）	（状況に応じて対処捕獲）
----------	--------------

捕獲等の取組内容
【イノシシ】 市東部にて猟友会との協力による捕獲 【獣類】 市内全域に小型獣用捕獲器を設置し捕獲 【ハシブトガラス・ハシボソガラス】 市東部にて猟友会による捕獲、市庁舎屋上にてカラス捕獲檻による捕獲

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限委譲済み。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	地域において整備の調整ができた場合、総合対策交付金を活用しワイヤーメッシュ柵の整備を行う。		
鳥獣全般	協議会単独実施による柵等の設置補助制度（耕作者による電気柵、金網柵、防鳥ネット等の侵入防止柵の整備を補助）の適宜見直しを行いつつ、継続実施する。		

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	上記の整備において総合対策交付金を活用したワイヤーメッシュ柵の整備を行った場合、適切な管理を行う。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

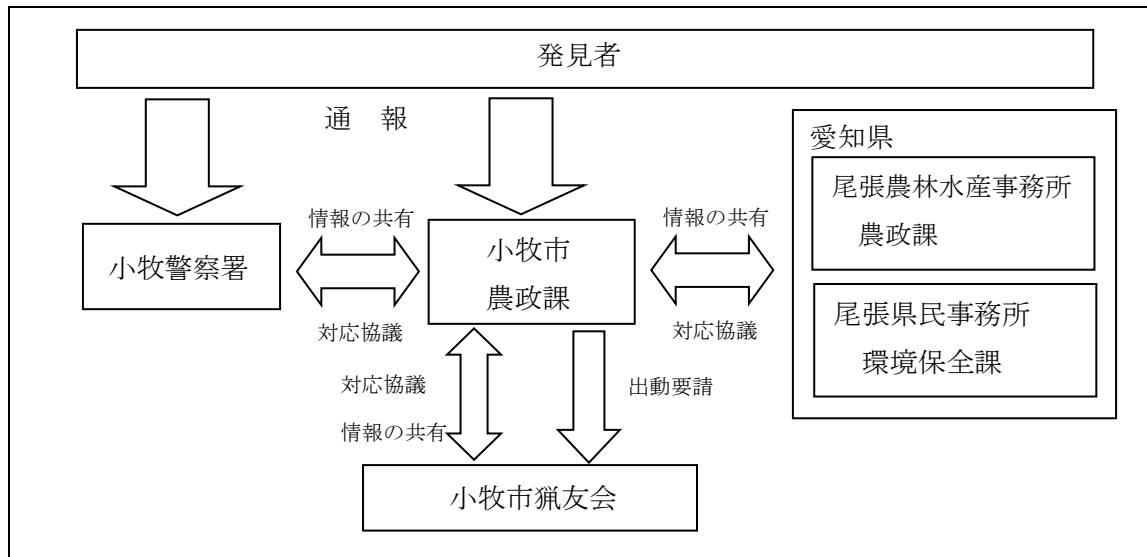
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	鳥獣全般	・既存の柵等の設置補助制度による、各圃場での防除の推進 ・センサーカメラ等による鳥獣の生息行動調査 ・電子防鳥機等機器の活用による鳥の追い払い ・農家や地元住民への被害防止対策の周知啓発 ・被害調査アンケートの実施、調査方法の随時見直し ・ICTを利用した忌避効果資材の導入検討 ・地域主体の刈り払い、緩衝帯整備活動への補助制度の検討

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小牧市	・情報の収集、取りまとめに関する事 ・関係機関等との連絡調整に関する事 ・現場確認等に関する事 ・周辺への住民周知、注意喚起に関する事
小牧市猟友会	・現場確認・個体調査等に関する事 ・追い払い、捕獲活動等に関する事 ・情報収集に関する事
小牧警察署	・地域住民への危害防止、安全確保対策に関する事 ・緊急時の措置判断に関する事 ・周辺への住民周知、注意喚起に関する事
尾張農林水産事務所農政課 尾張県民事務所環境保全課	・鳥獣害全般に関する助言等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣については、適切な処理施設での焼却処分を行うことを原則とし、別に事情がある場合には、環境面等への影響のない場所での埋却、自家消費による食肉利用による処理を適宜選択する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品利用やジビエ販売その他の有効活用については望ましい処理方法の一つと考えているが、施設整備や販路確保、安定的な捕獲量の確保などの課題があることから、今後引き続き調査研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小牧市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
小牧市	協議会の事務運営
小牧市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、意見集約
小牧市猟友会	有害鳥獣に対する専門知識に基づいた捕獲体制への助言及び捕獲
尾張中央農業協同組合	被害状況の把握及び情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲技術や防除方法などの被害軽減対策の指導、助言等
愛知県尾張県民事務所	有害鳥獣捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本計画期間内の実施隊設置を目指し、各機関と必要な協議調整を進める

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

拡大を続ける有害鳥獣による被害に対し、猟友会および市職員を柱とする現状の被害防止体制に限界が訪れつつある。地域住民への知識啓発や手法の提供による「地域全体で鳥獣被害を防ぐ」との共通意識の醸成を図るとともに、地域協働や次世代担い手の育成を通じ、地域住民・農業者を主体とした、持続可能な被害防止体制の構築を目指す。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
